

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案要綱

## 第一 題名に関する事項

法律の題名中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災」に改めること。（題名関係）

## 第二 選挙期日の特例等に関する事項

一 特例選挙期日に選挙を行うこととなる指定市町村又は指定県の議会の議員又は長について、任期が満了することとなる日が平成二十三年六月十一日から特例選挙期日までの間にあるときには、当該議会の議員又は長の選挙の期日は特例選挙期日とすること。（第一条第三項関係）

二 特例市町村（特例選挙期日に選挙を行うこととなる指定市町村以外の市町村のうち、東日本大震災の影響のため公職選挙法の規定により選挙を行うべき期間においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として総務大臣が指定する市町村をいう。）及び特例県（特例市町村の区域を包括する県であつて特例選挙期日に選挙を行うこととなる指定県でないものをいう。）のうち、平成二十三年六月十一日から特例選挙期日までの間にその議会の議員又は長の任期が満了することとなるものの議会の議

員又は長の任期満了による選挙の期日は、特例選挙期日とすること。（第一条第四項関係）

三 特例市町村又は特例県の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が、選挙の告示の前日五日までには生じたときは、当該選挙の期日は特例選挙期日とすること。（第一条

#### 第五項関係）

四 指定市町村若しくは特例市町村の指定又は特例選挙期日を定める政令の立案に当たっては、総務大臣は、あらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないものとする。こと。（第一条第七項関係）

五 四により県の選挙管理委員会が総務大臣に意見を述べるに当たっては、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないものとする。こと。（第一条第八項関係）

#### 第三 任期の特例に関する事項

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の施行の日から特例選挙期日の前々日までの間に任期が満了することとなる指定市町村若しくは指定県又は特例市町村若しくは特例県の議会の議員又は長の任期は、特例選挙期日の前日までの期間と

すること。(第二条関係)

#### 第四 同時選挙に関する事項

特例県の議会の議員の選挙及び特例県の知事の選挙又は特例市町村の議会の議員の選挙及び特例市町村の長の選挙並びに特例市町村の議会の議員又は長の選挙及び当該特例市町村の区域を包括する特例県の議会の議員又は長の選挙については、それぞれ公職選挙法の規定による同時選挙とすること。(第四条関係)

#### 第五 文書図画の掲示の禁止期間に関する事項

第二の一又は二により行われる選挙について、文書図画の掲示の禁止期間は、第三の適用がないものとした場合における指定市町村若しくは指定県又は特例市町村若しくは特例県の議会の議員又は長の任期満了の日の六月前の日から開始するものとする。(第五条関係)

#### 第六 寄附等の禁止期間に関する事項

第二の一又は二により行われる選挙について、寄附等の禁止期間は、第三の適用がないものとした場合における指定市町村若しくは指定県又は特例市町村若しくは特例県の議会の議員又は長の任期満了の日前九十日に当たる日から開始するものとする。(第六条関係)

第七 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。 (附則関係)